

## 事業化の背景

- **地域医療構想の推進**  
できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるう、切れ目のない医療及び介護の提供体制の構築には在宅医療の推進が重要
- **介護保険「地域支援事業」の内容の充実**  
市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業について内容の充実が必要
- **在宅医療推進上の課題**
  - ・在宅医の不足
  - ・Dr 1人で24時間体制困難
  - ・急変時の受入先確保困難
  - ・積雪寒冷広大というハンデ

## 対応方向

構想の重要なパーツとして在宅医療提供体制を先行して強化する必要

市町村事業の内容をより充実させるような取組が必要

北海道でも負担感なく在宅医療に取り組んでもらう必要

## 補助メニューと概要

### 1 在宅医療グループ診療運営

- ①在支診・在支病等の医師が指導役となり、在宅医療に意欲のある未経験医師らとグループを編成し、訪問診療のノウハウや多職種連携の手法をOJTやカンファレンス等を通じて伝え新たな在宅医を養成
- ②Dr間で夜間休日不在時の代診制
- ③グループに急変時の受入を担う病院も加え後方病床を確保

### 2 在宅医療体制支援

在宅を医療を担う医療機関の少ない地域における訪問診療体制への支援（グループを編成できない場合にも上記②③等の支援を行う）

### 3 訪問看護ステーション設置促進等

訪問看護ステーション不足地域に市町村自ら設置、または参入事業者に補助する市町村を支援等

### 4 訪問診療ホスピタル機器等整備

ICU、心電計等の購入経費を補助

### 5 在宅医療多職種連携ICTネットワーク構築

在宅医療を推進するため、ICTの活用により患者情報の共有を行うネットワークの設備整備等の購入経費を補助

### 6 在宅医療多職種連携ICTネットワーク導入アドバイザー

ネットワーク導入に向けICTの専門家からアドバイザーを受け取るための経費を補助

# 在宅医療提供体制強化事業

## 在宅医療推進事業（訪問看護ステーション設置促進等）

- 訪問看護ステーション不足地域におけるステーション設置等に対する立ち上げ支援
- 看取り・緩和ケア・認知症・リハビリテーションなど在宅療養に資する研修実施への支援

補助対象経費等	実施主体	補助率	補助基準額
在宅医療の推進に資する取組の必要な次に掲げる経費 【報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（会食に要する経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金】	市町村	1/2 以内	○設備（初度のみ）1,300千円 ○運営費3,000千円（250千円×12月） ○研修等1,000千円 （札幌市は各区1,000千円）

### ○提出書類

- ・（別記1号様式）在宅医療提供体制強化事業「3 在宅医療推進事業」計画書
- ・3 訪問看護ステーション設置促進等所要額（精算額）明細書

## 訪問診療用ポータブル機器等整備事業

- 在宅医療を実施している、または実施しようとする医療機関において、ポータブルのエコー、心電図、X線装置など訪問診療の充実に資する医療機器購入経費に対し補助。  
※訪問診療用として使用するものに限る。

補助対象経費等	実施主体	補助率	補助基準額
訪問診療用のポータブル機器等の整備に必要な次に掲げる経費 備品購入費	医療機関 郡市医師会	1/2 以内	医療機関3,000千円 郡市医師会6,000千円

### ○提出書類

- ・（別記1号様式）在宅医療提供体制強化事業「4 訪問診療用ポータブル機器等整備事業」計画書
- ・整備機器のカタログ、見積書

### ○留意事項

医療機関においては、診療報酬上の往診料又は訪問診療料を算定している、年度内に算定する見込みであること。